

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

彦根市

## 1 促進計画の区域

- 1 法第3条第3項第1号（多面的機能支払）  
本市の農業振興地域の全域
- 2 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）  
特定農山村地域に指定されている地域で、中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の2の対象農地の基準を満たしている区域
- 3 法第3条第3項第3号（環境保全型農業直接支払）  
本市の農業振興地域全域

## 2 促進計画の目標

### 1 鳥居本地域

#### (1) 現況

本地域は中山間地であり、水稻のほか、山椒やタラの芽などの山菜や銀杏を生産している。全体が特定農山村地域に指定されており、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号および3号に掲げる事業を推進するとともに、同項第2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2 その他の地域

#### (1) 現況

本地域は概ね平坦な稲作地帯であり、認定農業者や集落営農組織などの担い手が農地を集積し、大規模な農業経営を行っている。近年、米価の下落や温暖化による品質の低下が経営に大きな影響を与えており、無農薬・減農薬栽培などの技術を普及させ、付加価値の高い農産物の生産に努めていく必要がある。また、各集落による農地の維持・管理を支援し、担い手の営農を地域で支えていく体制を継続していくことが必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号および3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	鳥居本区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業および同項第2号に掲げる事業および同項第3号に掲げる事業
②	その他の区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業および同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

該当なし。